

e 難病患者認定適正化事業の実施状況

(特定疾患調査解析システムの入力状況、厚生労働省へのデータ送信状況)

(2) 平成23年度の指導監査における主な指摘事項について

平成23年度の指導監査は、30の自治体を対象に実施することとしており、現在までに、約8割の実施を終えたところであるが、これまでの指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

なお、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、改めて指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延
- ・ 精密検査対象者の未受診理由の把握が不十分

イ 感染症法関係

- (ア) 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分
- (イ) 定期健康診断（一般住民）の対象者の範囲、広報内容が不適切な市町村への指導が不十分
- (ウ) 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- (エ) 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）
- (オ) 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- (カ) 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切
- (キ) 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- (ク) 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

ウ 特定疾患治療研究事業関係

- ・ 事業評価への取組及び当省へのデータ送信が不十分
- ・ 難病患者認定適正化事業の当省へのデータ送信が不十分

(別記)

平成24年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [16]            北海道 秋田県 千葉県 東京都            新潟県 富山県 石川県 福井県            静岡県 広島県 徳島県 愛媛県            熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p> <p>(指定都市) [7]            さいたま市 川崎市 相模原市            浜松市 名古屋市 広島市 福岡市</p> <p>(中核市) [10]            青森市 秋田市 前橋市 川越市            横須賀市 豊田市 姫路市 倉敷市            福山市 宮崎市</p> <p>(政令市) [2]            八王子市 佐世保市</p> <p>(特別区) [7]            港区 墨田区 江東区 品川区            目黒区 大田区 世田谷区</p> <p>[合計 42]</p>	<p>(注)</p> <p>1 指定都市については、感染症法（結核に係る事務に限る。以下同じ。）及び精神保健福祉法について実施する。            （広島市は原爆被爆者援護法についても実施。）</p> <p>2 中核市・政令市・特別区については、感染症法についてのみ実施する。</p> <p>3 平成23年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成24年度において追加して実施する場合がある。</p>

## 7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成24年度予算(案)について

### (項) 保健衛生施設整備費

#### (目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

883百万円

#### 【補助メニュー】

- |               |                       |              |
|---------------|-----------------------|--------------|
| ・原爆医療施設       | ・結核患者収容モデル病室          | ・原爆被爆者保健福祉施設 |
| ・感染症指定医療機関    | ・放射線影響研究所施設           | ・感染症外来協力医療機関 |
| ・農村検診センター     | ・多剤耐性結核専門医療機関         | ・エイズ治療個室等の施設 |
| ・医薬分業推進支援センター | ・HIV検査・相談室            | ・食肉衛生検査所     |
| ・精神科病院        | ・ <u>小児がん拠点病院(仮称)</u> | ・難病相談・支援センター |
| ・結核研究所        | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関    | 等            |

※下線は新規メニュー

### (項) 地域保健対策費

#### (目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

1,600百万円

#### 【補助メニュー】

- |                    |                           |              |
|--------------------|---------------------------|--------------|
| ・原爆医療施設            | ・眼球あっせん機関                 | ・結核研究所       |
| ・ <u>感染症指定医療機関</u> | ・医薬分業推進支援センター             | ・地方中核がん診療施設  |
| ・食肉衛生検査所           | ・エイズ治療拠点病院                | ・と畜場         |
| ・HIV検査・相談室         | ・市場衛生検査所                  | ・難病医療拠点・協力病院 |
| ・精神科病院             | ・マンモグラフィ検診機関(CADシステム整備事業) |              |
| ・さい帯血バンク           | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関        | ・感染症外来協力医療機関 |
| ・組織バンク             | ・食品衛生検査施設                 | 等            |

※下線は既存メニューの拡充(第二種感染症指定医療機関に結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業を追加)

## (2) 平成24年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金に係る平成24年度整備計画内容の説明聴取については、本年2月上旬までを目途に各地方厚生（支）局において実施することとしているが、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請を取り下げる又は計画を変更するといったケースが見受けられるので、計画書については十分な精査をお願いするとともに、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握し、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の市町村等に対しても適切な指導をお願いする。

## 8 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しているところであり、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成24年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等にあわせ、関係通知の改正により支給額を改定する予定である。

### (参 考)

#### 手当額（月額）の見直し

	(平成23年度)		(平成24年4月見込み)		(平成24年10月見込み)
特別手当	100,970円	→	100,670円	→	100,070円
医療手当					
入院8日・通院3日以上	36,030円	→	35,930円	→	35,710円
入院8日・通院3日未満	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
健康管理手当	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
保健手当	16,880円	→	16,830円	→	16,730円
介護手当 重度	104,530円	→	104,530円	→	104,530円
中度	69,680円	→	69,680円	→	69,680円
家族介護手当	21,500円	→	21,420円	→	21,300円



# 参 考 资 料

